

六価クロム化合物						ミリグラム/リットル
砒素及びその化合物						ミリグラム/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						ミリグラム/リットル
アルキル水銀化合物						ミリグラム/リットル
ポリ塩化ビフェニル						ミリグラム/リットル
トリクロロエチレン						ミリグラム/リットル
テトラクロロエチレン						ミリグラム/リットル
ジクロロメタン						ミリグラム/リットル
四塩化炭素						ミリグラム/リットル
1,2-ジクロロエタン						ミリグラム/リットル
1,1-ジクロロエチレン						ミリグラム/リットル
シス-1,2-ジクロロエチレン						ミリグラム/リットル
1,1,1-トリクロロエタン						ミリグラム/リットル
1,1,2-トリクロロエタン						ミリグラム/リットル
1,3-ジクロロプロペン						ミリグラム/リットル
チウラム						ミリグラム/リットル
シマジン						ミリグラム/リットル
チオベンカルブ						ミリグラム/リットル
ベンゼン						ミリグラム/リットル
セレン及びその化合物						ミリグラム/リットル
ほう素及びその化合物						ミリグラム/リットル
ふつ素及びその化合物						ミリグラム/リットル
フェノール類						ミリグラム/リットル
銅及びその化合物						ミリグラム/リットル
亜鉛及びその化合物						ミリグラム/リットル
鉄及びその化合物 (溶解性)						ミリグラム/リットル
マンガン及びその化合物 (溶解性)						ミリグラム/リットル
クロム及びその化合物						ミリグラム/リットル
ダイオキシン類						ピコグラム/リットル
摘要						

備考 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合
 においては、押印を省略できる。

2 印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。

3 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。

4 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。